

平成20年10月24日

【部会長】 こんにちは。一応、調査部会の第5回で、きょうで審議が一応終わることになりますね。きょうは、条文にしますと5つですかね。外部監査、近隣自治体との連携、広域連携、国際交流と多文化共生。これについて、審議をやりたいと思います。

それじゃ、お願いします。

1. 外部監査について（事務局：検討資料読み上げ）

【部会長】 どうもありがとうございました。

御質問とかから始めましょう。いかがでしょうか。

【樋口委員】 1点、質問になるんですけども。外部監査をこれから検討するというふうに、説明のところに書かれているんですけど、行革なりを進めていく中で、必要性みたいなものをどのように認識されているのかという部分と、その認識に基づいて、どういう今後のあり方というのか、こうしたいというふうな、そういう具体的なイメージを持ってこれから検討に当たられるのか、もし、イメージがあるのであれば、そのあたりを先に教えていただけないかなということでの質問なんですけど。

【影林委員】 都道府県とか、それから政令指定都市とか中核市、30万以上は法定で、義務付けられてますけれども、それ以下の自治体については、条例で定めないと外部監査ができないというふうなことになってますので、この条例でそれは満たされるのかどうか、そこまでは分からないので。

【事務局】 当然、この条例では満たされません。ですので、あくまでも、今の最高規範でございますので、その中にこういうものが書いてあるのであれば、今、委員の方からこの中でも、多分、僕が考えるのは、検討するんじゃなくて、この中で、外部監査を導入するというような言葉を、というような意向があるのであれば、そういう言葉でもという意見じゃなかったかなと。

【樋口委員】 条文については、基本的にこれでいいかなと思うんですけど、ただ、その後、本条例施行後にその内容を検討することになりますということなので、何かそういう

うつもりがあって、こういう形で説明文を書かれているのか……。

【事務局】 実施することができると書いてますので、この基本条例ができた後においては当然外部監査制度というので、改めて条例を制定しようという意向ではございます。

【影林委員】 ただ、こういう項目でやるとかやらないとかいうのは、別の条例の中にありますし、例えば、監査委員に対して、調査請求したときに、監査委員以外の外部監査をしてくれというような請求があったときには、議会に諮って、その上で、外部監査を入れるとか入れないとか、そういう手続的なこともありますので、ここではそこまではつきりを出せないと思います。また別の条例で検討していくこととなると思います。

【部会長】 いいですか。

【樋口委員】 はい。

【部会長】 他にございますか。

じゃ、僕の方から。

伊賀市と名張市の場合は、必置になっていますよね、これ。伊賀だったら、「市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施する」と。これは当然規定になっています。名張の方も、「事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない」というふうに義務付けている。ただ、篠山の場合は、「市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる」という規定になってます。だから、これ、条例の決め方にもよりますが、外部監査を必ず実施しなきゃならないということじゃなくて、「必要に応じて」なんでね。篠山の規定を、ある意味でもらっているわけですね。これをどういうふうに考えるかですね。必置というか、外部監査をすることを義務付ける形になるのか、あるいは必要に応じて置くのか、その判断というかな。この問題はむしろ、現在の監査システム、要は内部監査との関係にもなってくるんで。

【田中委員】 本条例施行後にその内容を検討ということになるんやけど、例えば「必要に応じて」の、その「必要」。どんな場合が必要なのかという具体的なことも含めて、後で、ということになりませんか。そう読ませてもらってええわけですか。

【部会長】 必要に応じて置く場合、発議する。これは必要だって発議して、外部監査にかけるというのは、誰がやるのかな。市の方だろう。市というか、行政機関なんだろうな。

【事務局】 もありまして、個別型の外部でしたら、50分の1の署名が必要だということもありますので、そこまで。

【部会長】 監査請求が？

【事務局】 はい。

【部会長】 あの監査請求自身は、だけど現行の監査制度に対しての監査だよな、だから。外部監査機関に対しての監査請求じゃないよね。とすると、そういうふうな条例にしなきゃいけないし。

【事務局】 そうですね。

【首藤委員】 生駒市では財務に関する事務については、監査委員がいて、監査しているわけですね？

【事務局】 ええ、監査してます。

【首藤委員】 内部監査ですね？

【事務局】 はい。監査委員さんがおられて、そこで監査してます。

【首藤委員】 それは、生駒市の予算とか、財政状況に関しての客観性・公平性というような、鹿ノ台のタウンミーティングでの質問がありましたよね。財務が本当に、時価会計してんのかどうかとか。きちっと会計の適正性というものについて、どうなっているんだと質問があったと思うんですけど、それについては、時価会計をきちっとして、実際、ストックの積み上げられている数値と実際の内容がほぼ適正であると。

【事務局】 適正であるというので、今現在は監査委員制度があって、そこでされてます。

【首藤委員】 やっているわけですか。

【部会長】 定例監査は、何カ月に1回とかですかね。

【事務局】 一月に1回。

【部会長】 それは月例監査？

【事務局】 例月でやっていますのでね。毎月やっています。決算のときに監査委員さんの意見としていただいているのかな。それから、それぞれのときにおいて、それぞれの部署に対する監査というのもやっています。だから、それぞれの部署ごとに監査みたいなこともする。それから、外部の機関ですね。例えば、市が出資したり、あるいは市が作った法人がありますね。財団法人なんですけども。あるいは社会福祉法人。そういうふうに補助金を出しているところですね。あるいは、運営費を出資している、そういうふうなところ

も必要に応じて監査をやっていただきます。監査委員さんというのは、公認会計士の方、それから弁護士の方、それから議会の議員その3名です。

【部会長】 議会の方からすると、監査制度はどうか、現行の。

【樋口委員】 どうかと言われると、全然分かりません。

【部会長】 うまく機能してる？

【小笹委員】 議会から出ているからな。していませんとは言えない。

【樋口委員】 実際、これまでに、それで問題になったことというのはあるのかな。それがよく見えないんですけどね。

【部会長】 議員の監査委員と違って、任期は何年ぐらいですか。

【樋口委員】 一応、申し合わせで1年です。役員改選のときに決めて、それで推薦というか、するという形になってますので。

【田中委員】 監査というのは、大体、してもらわんことには具合悪いわけですよ。それを「必要に応じて」というふうにされた、あえてここに書かれた意というのは、その辺のことはどうなんかな。外部監査というのは是が非でも要るものではないというのを裏返して読めば、そういうふうにもとれるよね、これは。

【部会長】 ただ、篠山の場合は、これは多分、機能しねえんじゃないかと思う。

【田中委員】 そやから、することもできるかわりに、せんこともできる。せんでもええねんみたいなことが、何か読み取れるんやけど、別に特段必要もないというんか、そういうケースもあるわけ？

【事務局】 基本構想上で、こういうふうにもう既にうたわれておりますので、今の段階で、外部監査制度というのは、今現在、導入されているのは、市の条例をされて、それを定めておられるというのが、今でも14ぐらいしかありません、実際的に。統計上見てもね。そやから、今はかなり少ない状況なんですけれども、市民自治の基本構想の中で、基本条例の中で、そのルールを作る段階では、こういう措置も当然必要やないかというのが、前回の中でも、基本構想の中でも投影されていたと思いますので、あえて、そこについて、今の段階で覆すという意味もなかったもので。

【樋口委員】 そういう意味で、先ほど、最初に聞かせていただきたいのは、要は行政として、今の監査システムに何か問題を感じられてて、外部監査の必要性というのを認められておるのかどうかということを確認したかったので、これから、そのシステム見直しも含めて、考えていくようなことだというふうに先ほどのお答えで理解したというか、そ

う思っていたんですけど、何かそういう問題意識というのか、そういう必要性をこういう部分で感じているというのが、まだそこまでは明らかではないと。

【事務局】 なってませんね。

【部会長】 僕も、これだけ長文を並べてみて、うーんと思ったわけで。

【首藤委員】 だから、市民自治という立場に立って言うと、市民が自治をするわけですから、市民が市の財政状態、行財政運営について、きちっとしたことを確認したいというときには、市民一人一人が帳簿をめくるわけにはいかないのだから、きちっとした人が、第三者がきちっと担保するということを明確にしないと、やっぱりまずいんじゃないかと思うんですね。

【樋口委員】 そういう意味で、今の監査委員の監査だけで、委員会の監査だけで、不十分ということなのか、それで十分ということなのかということ、我々も、例えば決算前とかに、監査報告なりの確認をして、どこに問題があるかということは、一応確認はするんですが、やっぱり、その内容を信じて見てる。そこを疑問に思い出すと、これはとてもやないけど、一個人の、あるいは一議員の手に負えるものじゃなくなってしまうので、そこは信用してるわけですけども、これまでそこで問題が生じたということがあれば、まさに監査システムそのものを見直していくような話をしないといけないと思いますし、また逆に、今は起きてないけれども、こういう問題が想定されるということであれば、それに備えて、内部監査をどのように考えないといけないのかということを考えていけないといけないということで、そういう意味での検討課題として、これを認識されているのかどうかということ、伺いたい話で、そこまでは多分ないんですよ。

【部会長】 ただ、何で国の制度として、地方自治法の中に外部監査制度を導入したかということ、今の内部監査制度が十分に機能していないということなんです。だから、外部監査制度を入れたわけ。どういう機能をしないかということ、やっぱり内部監査だと、大きな事業なんかで、市長がする分について、内部監査制度ってなかなかチェックできないわけですね。例えば、大きな清掃工場を造るとかについて、これが適正かどうか、規模とか。そういうことには、現在の内部監査制度って機能しないわけですよ。基本的に、現在の監査制度だと、通帳が合っているかどうか、現金の管理ができていないかどうかということであって、政策の無駄とか、規模とかいうことの評価というのはしてないとか、そこまでやってないわけですね。だから、この間、生駒じゃなくて、ほかの自治体を見てると、大概事業というのが適正で、すいすい行っちゃうと。もちろん、議会もチェック機能を持

っているけども、財務会計的な面からいって、適正かどうか、専門機関が評価すると。監査というか評価なんだよね。という意味で、内部監査だけだと、金銭がちゃんとできているかどうかには終わっちゃうので、そういう政策評価を含めてやるというのが、効率性とか有効性とかというのが外部監査を入れた一種の目的なわけ、地方自治法上の。だから、それを、とりあえず中核市までかな。だけど、要するに自治体としての規模における力に応じてやっているわけで、本来なら全自治体で導入すべきという趣旨だと僕は思う。だから、だんだん広めてきてるでしょう。

ただ、問題なのは、外部監査、金がかかるわけ。800万とか、もっとかかるかな。やっぱり、高い金を取るんやね。だから、それは小さい自治体は無理よという話もあるので、外部監査はとりあえず中核市まで来てるわけだけど、生駒市はどうするかと、そういう議論だと思うんですよね。だから、生駒市としては、監査制度、今、機能していて、それ自身に問題はないんだけど、監査している範囲外のところに問題があるわけなので、そのところをどういうふうに位置付けるかだよ。

【首藤委員】 　だから、あるべき姿としては、結局、内部で就任をお願いしている、株式会社で言えば、監査役をお願いしているのが役員みたいな人で、本当の監査ができるかといえば難しいわけですよ。だから、会計検査院で会計士さんが会計しているわけですけど。そういう意味で、市の中でも、市の人、行政の一立場としてお願いしているという人の監査委員の監査というのは、どこまで厳選できるのかといたら、物すごく限界があると思うんです。

そして、生駒市としては、市民自治条例というのは、我々が世間にないやつをやろうとしているわけですから、市民自治条例というものを作って、いい市民自治のまちを作ろうとしているわけですから、やっぱり、本当は、金がかかっても外部監査委員を、外部機関の監査を受けるのが本当は筋やと思いますけど。

【事務局】 　だから、この構想のときに、どういうふうな御議論というか……。

【部会長】 　僕も分かってないですけど。

【事務局】 　私も詳しくはあれなんですけど、実際に、今現在として、市の方で、例えば外部監査を入れてないから問題があるとか、そういう認識はしてない。ただ、先ほどおっしゃられたように、大都市だけ外部監査制度があって、中核市まで普及しているということは、やっぱりそういうふうな全体的な流れとして、外部監査の必要性というのはあるん違うかなということで、自治基本条例を定める上に当たっては、そういうことも当然視

野に入れて、定めていかなければなということ、こういうふうな文面になっているのかなというふうには理解をしているんですけどね。

【田中委員】 僕は、やっぱり原則は入れなあかんと思うね。どっちにしても。ただ、今、先生が言わはるように、条例化するとき、「必要に応じて」の「必要」というのは何が必要なのかというのは、選択をして、ただ単なるお金、帳じりさえ合うとったら、それで不正さえなかったらええねんという案件もあるやろうし、大きな事業で、方向一つ間違うたら、10年先にとんでもないことになるんやと、その判断を誤らすんやいうふうなことをたまたま決めてしもうたけれども、その向が、だんだん年月がたっている間に狂うてきたと。行く方向が違うでというふうになったときに、節目節目でやっぱり確認をしていくという、そういう形での監査というのは、お金がどのぐらいかかるか分からへんけれども、しかし、1,000万や2,000万のお金を払うぐらいの値打ちは十分あるわけで、将来の生駒を考えた場合には。

そやから、原則やりますということやと思うんでね、この文言は。だから、原則やるとして、条文を決めるときに、こういう場合にはやることもありますよと。そのときにそういう表現ではなくて、こういう場合にはやりますというふうな決め方を、次の段階でしていく、そういう決め方でもええん違うかなと。

【小笹委員】 「必要に応じて」って何で入れたんやったかね。私も構想のときからいますけど、忘れてました。「必要に応じて」というのは、基本構想原案には入っていないんです。基本構想になって初めて、「必要に応じて」というのが入ってくる。何で入ったのか。何で入れたんやったっけ。

【部会長】 原案の方が、今の議論で言うと素直だよな。ただ、僕なんかの経験だと、奈良市の環境整備局問題があって、いわゆる欠席というか、4年間いないのに給料を払ったという。その問題の出てくる少し前ぐらいのときに、外部監査委員を入れて監査しているんやね、環境整備局の仕事について。これ、だから契約でやっていた。その監査報告があるんだけど、監査報告は非常に適切・的確なんだよ。だけど、それを実施しなかった。それから5年ぐらい前かな。そのときにやっていたら、もっと問題が少なかったんだけどね。だから、それは必要に応じた外部監査なんだけどね。それができるような仕組みにしてたところはないというような話なんです。そういうことはあり得るわけだよな。だから、「必要に応じて」も必要かも知れないんだけど、ただ、どういうふうにかだな。

【樋口委員】 であれば、「必要に応じて、外部機関その他第三者による監査を実施する」

でとめてしまえばええん違いますか。その必要性とは何かということ、これから明確に考えていく、明確にすると。それをルールにしてしまうということで、いいのではないかと思うんですけども。

【部会長】 具体的にはそれでいいかも知れないね。伊賀市の方は、「外部監査人による監査を」「実施する」と、外部監査を義務付けているわけね。だけど、名張の方は監査委員の職務として指定している。だから、その辺の違いはあるよね。もう1つ、名張の規定の特色は、監査委員の仕事の中身は、従来の要するに帳じり合わせでええよじゃなくて、「事務事業の適法性」、それから、「有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行う」というふうに、監査の中身を変えなさいと言っているわけ、これは。名張の場合はね。両方必要かも知れないよ、だから。現在の監査のあり方についても、監査の幅を広げて、政策評価も含めた監査をするようにという。だけどそれはできるかという。それこそ監査事務局は大変なんだけどね。名張の方は、外部監査、義務化をしているんだけど。そういう点では、文言的には条文でも、今、樋口さんが言った「監査を実施する」でとめておいて、要は義務付ける。中身については、条例で決めていくということでもいいなと思うんです。

外部監査の中身としては、名張の「事務事業の適法性」とか、有効性とか効率性の評価も入れた外部監査というのが必要じゃないかと。そういう意味で取り込んでもいいと思うんですね。

ただ、専門家の場合は、こうなると公認会計士というのができるかということ、それもどうかなというね、政策の評価とかが。

【樋口委員】 今、これは前回の議題のところの評価という部分にかかるんですけども、外部評価を外部機関に依頼するようなやり方をやるところもありますよね。要は政策評価を外部にお願いすると。それは、全政策というやり方のところもあるし、部分的に、特段目立つ事業とか政策の分野だけを依頼するという形の二通りあったと思いますけども、それが今先生がおっしゃっている外部監査の事業監査という部分に当たるとすれば、そういう外部評価ということも含めた監査というふうなことを、今後見ていかないといけないのかなと思うんですけどね。今はどちらかといえば、会計監査的なものが主になっているわけですね。それ、事業監査みたいなことをその中に入れ込んでいくということで、評価というのとどう違ってくるのかというのが、ちょっと気になる場所でもありますし、評価というのは本来は、議員がやらんといかん部分というのが多分にあるので、そこでの仕分けをどうしていくのか。議員で足りないここに外部を使うんやということのある程度、

線引きをしておかないと、結局オーバーラップされて、問題があるわけではないと思うんですけども、それは議会議員としては、その線はどこにあるんやろうかというような、気になるころではあるんですけど。

【部会長】 例えば、国の場合も複線なんだよね、評価は。会計検査院の検査があって、これは自治体にも言えるんだけど、ただ、評価の基準はやっぱり補助金をちゃんと適正に使っているかどうかと。例えば適正の幅が広がってきていますよね。そういうので、それこそ、施策が適切かどうかという評価まで、最近踏み込んでやっている。それから、もちろん国会の審査ですね。そのほか、総務省がやっている政策評価。複線でやっていて、それぞれ視点が違うので、そういう点では複数の評価が出てきていいと思うんですね。それを判断するのは議会であったり、長であったり、あるいは市民であったりするということがないかと思うんですね。

【樋口委員】 ほんなら、外部監査の必要性をここで確認したということであれば、「できる」ということではなくて、「する」という。

【部会長】 「実施する」と。

【田中委員】 それ、賛成しますわ。ただ、単なる帳面づらを見るのと、帳じり合わせと政策の有効性とかいうのと、全く異質のもんやさかい、そういうものを任すときには、そうするというふうな規定を施行したらええわけですよ。

【事務局】 昨年の検討の経緯をちょっと見てましたら、一応今現在も市でも内部監査しているんだけど、その市の内部監査の監査委員さんにおいても、公認会計士と弁護士が入っているということだから、内部監査やけども結果的に外部監査的な意味合いがあるので、あえて構想においては、「必要に応じて」という言葉だけを入れておきましょうというような感じで基本構想をまとめていただいているみたいです。

【部会長】 そうやったかな。

【事務局】 要は、部会長のお言葉という話で。

【樋口委員】 内部監査でちゃんと機能してますので。外部の人を入れた内部監査をしているので、機能してますよという、そういう認識ですね。

【首藤委員】 現実には、現在、外部を入れた監査をやっとるんですから、するとでいいんじゃないですかね。これで現在やっとるんですからね。条文上は外部監査をすると。

【樋口委員】 「その他第三者による」と……。

【久保委員】 「できる」でも一緒と違いますの？一緒やと思うで、「できる」と。

【樋口委員】　　そこでちょっと腰が引けるような気がするの……

【久保委員】　　その外部監査機関のどこに依頼するかによってまた変わってくると思うんですよ、実際問題。生駒に在住であるのか、大阪であるのか、東京の監査法人であるのか、それでいろいろ変わってくると思うんです。やはり、事案によって、近くに住まわられた方がいい場合もあるでしょうし、まるっきり生駒の事情の分からない人が監査された場合、とんでもない答えが出てくる可能性がある。ですから、そういうことを踏まえて、「できる」というのがいいんじゃないかと。

【部会長】　　ただ、外部監査という意味は、そういう意味じゃ、余り事情を知らない方がいいんです。事情を知らないで、一定の公正な基準で判断するというのが外部監査の意義ですから、事情を知ったんじゃ、やっぱり外部監査じゃないんで、知り過ぎるとね。

【田中委員】　　だから、監査委員の言うとおりにやるという、監査委員がマルや言うやたらから、みんながマルで同意せなあかんねんちゅうことにはならんわけでしょう。そこで、やっぱり独自性というのが、議会も長も皆、市民も。もちろん市民自治なわけやから。そこでもう一遍もむ材料にもなるやろうし。そやから、先生が言わはるように、そういう形での監査するんであれば、全く違う視点の目を入れた方が、僕はむしろええと思うけどね。ただし、そのとおりに従えということは、これはぐあい悪いけどね。

【首藤委員】　　だから、市民自治ということを前面に推し進めている状況下において、市民に説明するとき、内部の監査がいいのか、外部の監査がいいのかと考えたときに、あくまでも利害関係のない外部の監査を受けてちゃんとやっていますというのは、説明しやすいわけであって、市民も安心するんじゃないかと思うんですね。やっぱりそうあるべきじゃないかと。

【樋口委員】　　だから、この状況は必ずしも外部の監査機関に頼まなければならないということではないんでしょうね。「外部機関その他第三者による監査を実施する」んですから、例えば今市の方で内部監査委員の中に、第三者的立場の人を入れていて。それで対応しているんやという答えがあるとすれば、「その他第三者による」という部分も、実は読めてしまうんですよ。それで十分かどうかというのは、少し吟味が要りますけれども、いろんな対応の仕方があるんだろうというふうに思うんですね。

【首藤委員】　　そうすると余計、そっちに……。

【樋口委員】　　そういう意味で「ことができる」なんていうのは弱過ぎると。

【首藤委員】　　「する」というのは弱いじゃないですか。

【樋口委員】 だから、もうここはいらわないで、今はこの条文に対してそういう対応やと。いや、それは問題があるでしょうということなら、また改めていくとかいうことの可能性は広がってくると思うんですね。

【部会長】 伊賀市が、この外部監査を義務付けているのは、多分合併の影響じゃないかと思うんです。合併で各市町村間の不信感があるんで。やっぱり、どこかに任せたら、中心部の……。

【久保委員】 この辺もそうなんですよ。幾つか合併しとるんですよ。地域性もあって、いろいろ、その辺もあるんです。

【部会長】 としたら、やっぱり外部監査を義務付けなきゃいけない。

大体、議論は出たようですから、一応「ことができる」を削るぐらいで、これ、条文としては。「市は、適正で効率的な行財政運営を確保」、これはあれだからな。最後の「ことができる規定」ぐらい削って、要は外部監査については、必要に応じてしなさいよというふうな表現にしておく。具体的には、今度決める条例の中でこれを決めてもらいたいということかな。

どうもありがとうございました。

2. 近隣自治体との連携について（事務局：検討資料読み上げ）

【部会長】 いかがでしょうか。

特にありませんか。

【首藤委員】 こんなもん、できるのかなという気がする。

【久保委員】 やらなあかんの違うの？

【首藤委員】 やらないかんのやけど、この条文にそってできるのかというのが……。

【久保委員】 府県を乗り越えて、やはりそのことを近隣の市町村、やっぱりこれを共有せなあかんと思うよ。生駒の場合は。

【樋口委員】 これ、具体的に、例えば環境でとか、防災でとか、そういう一緒に連携してやっていくというのはありますよね。

【小笹委員】 あるやろ。あるんやけれども、それを、統一的なルールとしてはどこにも規定してへんから、だからここに書くということで。

【樋口委員】 解説のところに、何かそんな事例もあってもええかなというのは。

【事務局】 そやから、こういう規定がないから、個々に協定を結んでね。

【小笹委員】 災害とかありますね。

【事務局】 災害は、防災協定結んでますやんか。あるいは、消防なんかでも、例えば第二阪奈のトンネルができたから、大阪ともそういうふうな協定を結んでいるわけですし。

【久保委員】 病院あたりも・・・。

【事務局】 医療、介護も。

【樋口委員】 看護師でも多分。流域環境なんかを守ろうと思うと、その流域の人らが全部協働でやらんとあかん話になるから、そんなこともやっておられるんだろうなと思うんですけどね。

【久保委員】 踏み込んで、医療体制ね、こういうふうな広域の病院誘致とか。怒られるかも分からんけどね。もっと高度な病院を、京都の南部等を巻き込んで誘致するとか、何かそういうことを私、夢見とるんですけどね。前も怒られましたんでね。そやから、近隣の自治体と情報共有とか、これが一番大事なことだと思います。

【樋口委員】 解説にあれば、イメージしやすいかなと。

【部会長】 解説でね。

どうもありがとうございました。

それじゃ、次、広域連携。

3. 広域連携について（事務局：検討資料読み上げ）

【樋口委員】 ちょっと確認をしたいんですけども、市民参画を得ながら、進めながらという項目、文言が入っていますね。これの意図は、何を。普通に読むと、何となく広域的な連携というのは行政間の連携が多いので、この文書にちょっと違和感を感じたので。もともとの原案につけ足されているので、何か経緯があって出てきているものだと思うので、ちょっとその事情を確認したいなということなんですけど。

例えば、イメージとして、最近広域的な活動をするNPOなんかも出てきてますでしょう。それとか、あと同じような課題に対応したNPOが自治体ごとにできていたりというようなことがあって、例えば先ほどの話で、流域管理なんかをやっていこうと思うと、そういう人たちが寄って、連携していかないと、行政、市民、そういうのが広域的に結びついてやっていかないといけない部分というのが多分にあるので、そういうことを意図され

ているのかなと思うんですが、ちょっとこの文章からは、そういうものが読みにくいということがあって、もしそういう意図なら、ちょっと文章に工夫が要るのかということで、ここはあえて入ったことの事情というか、どんな意見があったのかというのを確認したかったんですけどね。

【部会長】 前、こういう議論をしたかどうかは分かんないんだけど、こういうふうに住民参画を得ながら地域連携をというのは、淀川流域委員会もそうだね。淀川流域委員会というのは、要するに淀川水系の管理を、住民参画でやるということで、これは建設省近畿整備局の附属機関として置かれてたわけ。過去形だけど。それなんか、典型的かも知れないね。だから、そこには要するに自然保護団体も入っているし、地域ごとに違う団体も入っている。要するに市民参加型と、市民が直接、市に参加する形になっているね。それが、ただ河川法の改正によって、そういう形ができた。95年か。

【田中委員】 里山の整備なんかでも、大阪から来てるもんね。奈良からも来てるし、こっちからも行ってるし。自然の形ですね。上が何せえ言うたわけじゃないけど、そういう形ではある。

【部会長】 大和川なんかもそうやったもんな。

【樋口委員】 河川は多いですね。流域で結びつくと。最近、大阪湾、ああいう広域のいろんな市町村がくっついているような部分を管理していくという、その市民代表なり団体なんかは、ネットワーク化しながら何かやっつかんといかんとということで、そういう組織作りから、国の方も入っていつているんですけども。

【部会長】 だから、そういう意味では、広域的な連携で、一定の仕事をしていくという、関西での最初というのか、フェニックスなんだよね。これは1980年代かな。この場合は住民参加はない。行政機関のみ。特に自然保護団体とか、あるいは環境保護団体というようなものはなかった。入っていない。そういう意味では、完全に、事務組合の拡大版みたいな感じになっている。その辺はだから、反省して、河川の方は住民参加を入れてきた。10年ぐらいのタイムラグがある。

【田中委員】 市民の側から言うたら、生駒市、おまえら、これせんかい、あれせんかいということにならんよんという意味やろうな、恐らくあえて入れたんは。市民の手で、市民参加を促しながらと読みかえたら、促しながらというか、自発的に市民も参加する形で連携と。環境問題なんかは行政だけはいかへんよという意味でぼろっと入れたような気がするんやけどな、これ見てたら。それは、確かに、今樋口さん言わはるように、何か

とってつけたようにぽこっと入ってあるんやけど。行政だけと違うよということを目をつくために入れとるような気が、これ読んでたらしめますな。

【部会長】 交通問題のようにとは、交通問題は何が想定されているんですか。広域連携で。

【事務局】 広域交通。

【樋口委員】 幹線道を含む整備とかそういうことになると・・・

【田中委員】 奈良と和歌山みたいに、和歌山に入ったら、急に道がぼんと広うなって、奈良へ来たら、蛇がカエルをのんだみたいになっとるわな。今、なってんのかどうか知らんけど、昔はそうやったやんか。南紀あたりを走ったら。だから、その辺のかえって、危ないというか、ばあーっと来て、急に行政区域がぼこんとなっているとこって、今までようありましたやんな。

【桑原委員】 下の方、特にいっぱいあります。

【首藤委員】 結局、今までの行政というのは、ハード的なものが強かったんですかね。これがソフト的な、例えば人権、文化とか、そういう交流とかいうような、人間の連携、ソフトの連携とか文化とか、そういうものになってくると、今までの行政組織を超えたものが必要であって、それは、市民の連携みたいなものが必要になってくるわけで、そういうのが重要視されてくるわけですね。そういう意味で、今の行政の、もっと市民の結びつきみたいなものを評価していくという意味で運営していったんじゃないかと思うんですけどね。

ちょっと私が思いますのは、生駒市に住んでいる大阪府の大学の先生とか、そういった人を活用しようとしたら、行政ではできないわけですね。市民で、大阪府の先生とか市の先生とか、そういうふうな先生が市民としているわけですね。そういった人たちを活用するというか、市民参加を促していかないかんじゃないかという感じもするんです。

【部会長】 それは、行政もできないことはないでしょう。

【首藤委員】 できないことはないですけど、今までの、従来の行政組織では難しいんじゃないかと。

【部会長】 それは多分大丈夫だと思うな。

【樋口委員】 今、ここでの話のようなことであれば、それはそれで了解はできる。ただ、何か文章を読んで、それがすっと入ってけえへんので、多分、文章をちょっとさわられた方が分かりやすくなるんじゃないかなという気がする。こうした方がいいですよとい

うことは、今すぐ出てこないですけどね。

【事務局】 昨年度の会議録をちょっと今見に行っているんですけども。多分、すぐさま出てこないというのは、ちょっとその辺のお話が、論議がそこまで尽くされていなかったんか分かりませんがね。

【首藤委員】 入れた記憶はあるんですけどね。

【事務局】 どっちにしても、行政自体が単独でいろいろなところでちゃんと物事を決めていくんじゃないかと、言うたら市民・住民の方々との協働の中で話を進めていかなあかんのところ、そういう意味合いで、ここの言葉には入っていると思うんですけども。

【小笹委員】 具体的な話は、こういうのががあるからというようなことは議論の中で出てきているはずやと思うんよね、もし入っているとしたら。

【田中委員】 ただ、環境問題なんかは市民の参加を得んことには、なかなか難しいわな。行政が勝手にやるというたら、ごみの分別を命令するとかみたいなの、そういう一方的なことになるわけで、今言う、里山林の整備なんかやったら、相互間で協力し合うて、要するに市民がやるわけやんか。NPOという名前でやるんか、個人の、言うてみたら好き者の集まりでやるんか知らんけれども、どっちにしたって市民がやるわけやろ。そやから、そうでないと動けへんものって、結構多いん違うかな。だから、文言の、今樋口さん言わはったように、表現だけのことであって、中身は、僕はこれでええと思うんです。

【久保委員】 道路問題でも、国道163の問題が、工事でも行き詰ってますやん。やっぱり、そっちの収用がうまくいかないと、やはり住民参画があって、その辺の協力、みんなの声が上がって、やっぱりそれは実現するものです。

【田中委員】 自治会が動いてね、例えば。

【久保委員】 これをまるっきり単独でやったって、行政、何じゃいということで、みんな言うて弱いもんでね。周りの人が言うて。

【部会長】 前に一緒のことを言っている。

【小笹委員】 何かややこしい。

【部会長】 出てきたらかえってややこしい。

【入口委員】 さっきの話ですけど、ごみの話からどうこういうのがあったのと違いますが、環境問題に関して。そんな記憶があるようなないような。

【部会長】 余りはっきりしないんですか。

【部会長】 議論はしているんだけど、まとまった……。

【事務局】 後期高齢者制度とかいう話が出ているみたいなんですけど。広域連合的な話をしてはりますねんけども。

【部会長】 後期高齢者医療制度というのは、そういう意味じゃ広域連携なんだね、広域連合でやっているから。だけど、市民参加はないんだ、これ。議会参加は一部あるけどな。

【首藤委員】 今問題になっているのは、市民参加を得ながら進めなかったから、問題になっているわけでしょう。全然、市民は知らなかったわけですわ。市民の意向を全然踏まえずにやってしまったわけですわね。

【部会長】 財政の保険間の負担の軽減の話だけでやっちゃった。

【事務局】 市民の意向を踏まえて広域連携をやるということですね。

【部会長】 そうそう。広域連携をやると思ったら、市民参加を得て、議論してやりなさいと、こういうことで。

【樋口委員】 なぜ分かりにくいかというと、市民参加のもとに、広域的につながっていきましようという話と、市と県、国、その他自治体と、対等につき合っていましようという話につながって出てきているので、何か、すっと読めないという。

【小笹委員】 名張市のやったら、国及び三重県と対等な立場……。

【樋口委員】 行政間のつながり、そこにこだわると、地方分権というのにこだわりながら、要するに広域的に行政間つながっていきましようよというのが多分趣旨、主題になってくると思うんですよ。一方で市民参加というときには、広域的に、それを、市域を超えた、市民のネットワークみたいなものも市としてしっかり応援していきましよう、あるいはそういうところとつながって、広域的な課題の解決に向けて取り組んでいきましようというのが主題になっていると。そこがちょっと微妙に違うんでそれがつらつらっといくと、文章として非常に読みづらいものになっているのかと、僕は。

【事務局】 当初から入ってたんですね。

【部会長】 多分、当初は入ってたんでしょう。

【事務局】 当初は入ってたんですね。

【小笹委員】 原案には入ってない。基本構想は入ってない。一番最初に市民参加という言葉を出したんや、自分。

【部会長】 そこだ、そこ。

【小笹委員】 制度的な広域連合の制度と、広域連携というのは、どういう考えの違いなんかと、そういう議論をしているところや。

【部会長】 そこにぽっと別の話が入ってくる。

分かりませんか？ 結局。ぽっと何か入ったのかな。

今の議論で、大体、住民参画を進めながらということ自身はいいんだよね。

【田中委員】 協同する地域課題を解決しようと思ったら、市民の協力がなかったら、協力というか、それがなかったらできへんもんね。

【部会長】 そういう反省に立って入れておくと。ほかの、最初、各団体とかそういうのが入ってないんだよ、同じ条文なんやから入ってないわけです。だからそれが、生駒の特色になるわけや。

【樋口委員】 非常に小手先の話題で申しわけないんですけど、「市民参画を進めながら」という文面を「行政運営のため」の後ろにもっていけないかと。要は、方法論があって、目的があって、また方法論が来るので、それで読みにくいという部分もあるので、それでちょっとそれぐらいの修文で、今のような解説文のところ、きちっと書き切るということで、対応していただくとありがたいかなと思います。

【部会長】 よろしいですか。御提案は、「市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する」と。

【田中委員】 その方が読みやすい。すっきりする。

【部会長】 それでいきましょうか。

最後をお願いします。国際交流と多文化共生。

4. 国際交流及び多文化共生について（事務局：検討資料読み上げ）

【小笹委員】 これ、条例という形でできたら、最高規範性ということをやうたわれているわけやから、現在ある色んな計画とか指針とかを見ると、それは、こっちが逆に根拠になるわけですよ、今後。けども、今、市が、どういう取り組みをしとるんかということ具体的、解説なりを示した方がいいのと違うかなというのを思うんです。というのは、それまで、これまでの市が作ってきた計画なり指針に、今までの多文化共生ということについて、市がどういうことを考えてきて、どういう取り組みを現在しているのか

ということもあるはずやから。

【事務局】 ほかのもととして、今までの話の中で、今現在やっている具体的なものを例示しなさいという話ですね。

【樋口委員】 よろしいですか。ちょっとひっかかるというか、これも、ちょっと入ってこない部分で、「国際交流」と「多文化共生」というのが並んでますね。多文化共生というのは、もっともっと根本にあるべきものなのかなと。例えば頭の方に、人権の尊重というような文言があって、これは基本原則として書かれているんですけども、実はそちら側に近いようなキーワードじゃないのかなというふうに思うんです。多文化共生というのは、これは方法論でもあるし、当然目的にもなるべきものであるので、国際交流というのは、どちらかという方法論ですよ。だから、主客が何となくまざっていたり、位置関係としても、ひっくり返っていたりというようなことはちょっと気になるんです。例えば国際交流というのをなぜしないといけないのかということ考えたときに、1つは、国際社会との関係というのを重要視しましょうというような話があったり、あと、国際的な視野に立って物事をこれから考えないといけないんで、その行政課題を考えていかないといけないんですねということであったり、やっぱりもうちょっと根源的な多文化共生の社会を作っていかないといけないですねという、そういうものに立脚して、その方法論の1つとして、国際交流というのを考えていかないと、やっていかないといけないという、そういう流れになるんじゃないかというふうに思うんです。そういう意味で、ちょっとその組み立てに何となく違和感を覚えていると。

【部会長】 「多文化共生」というのは、たしか前も出たね、議論で。こっちに入っていたのを、前にむしろ、全体の方に、今言ったところにもって行って、全体を規定する価値観として出すと議論したはずでしたよね。前にもって行って、そういう意味で新しくできたんだよな。

【李委員】 「多文化共生」という文言ではなくって。

【部会長】 どうでしたっけ。

【李委員】 人権のところに入るので、国籍を問わない。

【小笹委員】 ここに入っていないけど、新たに入れたんでしょう？

【部会長】 そうそう。

【小笹委員】 これ、ここに載ってのと違う。改訂したからそっちの方に入っているはず。人権の方で若干、何か文章を変えていますね。ここの調査部会のじゃないでしょ

う。大きい柱のところでない。

【部会長】 コミュニティ部会かな。広報広聴部会の方になるのかな。

【首藤委員】 ここにも入れましたよ、「多文化共生」。

【李委員】 基本原則のところは人格というのがなかったので1つ加えたんですよね。そこで、「人権の尊重」という中で、「多文化共生」という文言というのは入っていないんです。

【部会長】 入っていないか。

【小笹委員】 だから、基本原則に人権を加えたと。

【部会長】 という意味では、「多文化共生」はここに残っているわけやね。

【事務局】 基本構想の方でも「人権の尊重」というところがございまして、そこでも条例案としましては、「人権の尊重」として、本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進しなければならないというので、地域コミュニティ部会としての議論で、今の段階でそうなっていますよと。それと、解説案としては、「参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、だれもが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています」というのが人権尊重というところに入っています。

【部会長】 という意味では多文化共生という言葉自身は、ここには残っているというか、わけだね。これをどうするか。

【首藤委員】 多文化共生という言葉は、違和感があるんですか。

【樋口委員】 いえ、ここに国際交流と並立的に出てくるのが何となく違和感を覚えるので。

【李委員】 国際交流という意味が、これまでは海の向こうの、国と国とという、海外との交流というのでずっと進めてきたので、これからの時代は、地域の中で、隣に住んでいる外国人の方との交流という意味で、多文化共生のまちづくりという視点が必要ではないかという議論があって、その言葉が入っているんじゃないのかなと。

【首藤委員】 あなたの意見を踏まえて、先生が入れはったんでしょう、多文化共生というのを。だから、いろんな多様な人種の人たちが仲よくなっていきましょう、あってほしいという意見を踏まえて、多文化共生のまちというのをやったわけです。

【部会長】 だから、これが2つ並立しているわけじゃないんだね。国際化の話と市民

レベルの話、こういう2つのレベルの違いで、文章的には並んでいるんだけどね。構造的には2つあるわけや。ほかの町や市の条例の中には、それが無いんや。その視点は。だから、ちょっと違和感といえば違和感がある。

【首藤委員】 今、澤井先生は、こういうふうな問題として、今様な言葉は多文化共生やというように言われました。

【部会長】 例としては、オーストラリアとカナダ。

【小笹委員】 むしろ、表題を、多文化共生にしていって違ふかなと思って、逆に。

【田中委員】 そやな。

【小笹委員】 国際交流及び多文化共生、地域共生。

【樋口委員】 小さいイメージがあって、広がりが限定的で。

【小笹委員】 意味を、もっと積極的にとらえ直しているんやという、今の考え方はあるにしても、一般に向けたときに、狭いイメージにとられるんだとすれば、逆に多文化共生というのを土台にしといて、当然、積極的な意味も含めて、国際交流という文章を載せたらいいと思うんだけど。多文化共生というのは、必ずしも諸外国人だけじゃなくて、日本の中にも、もともとアイヌ民族の問題があったりとかいろいろあるじゃないですか。そういう意味では、どういう住民の人が、これから生駒の中に暮らすようになるかというのは分からんわけやから。

【事務局】 当然、多文化共生というのは、外国人の方だけを言うているのと違って、日本人と外国人の方のつながりも当然言ってますので。日本の中に文化が1つというわけではないんやから。

【田中委員】 基本構想のところで、一番最初、「市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努め」という。要は、具体的に国際交流をしたり、例えば、地域のそういう人らの交流も含めるようなことを具体的にやるという方法であって、ベースになっているのは、多文化共生推進の視点に立ったまちづくりに努めるということやから、僕、これはこれでええように思うんやけどね。ただ、ちょっと分かりにくいのは、「国際交流及び協力を努め」というのが、ちょっとよう意味が分からんので。例えば、国際間の今までやってきたような、例えばオーストラリアへ行ったり、こっちから留学生を迎えたりというのも1つの方法やし、というふうに地域の中に。ちなみに、うちの隣はイギリスの人がいてはるわけで、近所づき合いする中で、やっぱりちょっと、習慣が違うからトラブルが起こったりするわけ。相互の理解が必要やろうと。そういうところあたりのことを並列して書け

ば。こないなるんやったら、こういう手法でもって、共生のまちづくり、多文化共生を目指しているんやということになるから、ここ、もうちょっと「協力を努め」のところあたり、並列で、ちなみにこういう方法、こういう方法、こういう方法でもって、あるよと。それで、多文化共生推進の視点に立ったまちづくりに努めるんやと、要は。ということやったら、この辺をちらっと変えたらええだけで、と違うかなとおれは思うんやけどな、この日本語を見てたら。

【首藤委員】 これ、協力ってどういう意味なんですか。

【部会長】 国際協力？

【樋口委員】 これまでは、どちらかというと姉妹都市交流とか、人の行き来だけの交流ですね。協力となると、例えば技術協力とか、技術提供とか、そういう積極的に働きかけて行って、相手を支援するという意味合いがちょっと含まれてくるので、あえて、ここは交流、協力というのは分けて使う場面が多いと思うんですけども。

【田中委員】 そういう意味での協力か。

【樋口委員】 はい。国際協力。

【部会長】 北九州市なんかは、国際協力をやっているよね。JICAと一緒に、水道技術をインドネシアに供給するとか、環境技術を大連にもっていくとか、そういうのをやっているね、市として。そういう可能性のものとしてはあるわけや、生駒市として。だから、NPOを介してとか、NGOを介してという場合が多いかも知れないね。

【李委員】 ここの解説例示のところ、「国際交流・協力を努めることで」というのが、分かりにくいんじゃないかなと思うんですね。「国際交流・協力を努めるとともに、市内においては、在住外国人と日本人市民が住みよいまちづくり、ともに暮らす住民として」というふうに、国際交流をしながら、国際協力をしながら、自分たちの住んでいる町では、同じ市民として。

【田中委員】 そうやな。2つ要るもんね。

【李委員】 「取り組みをともに推進する」という。

【部会長】 「努めることで」じゃないね、「努めるとともに」にやね。他の都市では、かなりこれ、深刻な問題になっているからね。三重県なんかだと、団地が半分ブラジル人だったりして。だから、そこで地域社会なんか分断されちゃっているわけよね。そのことだけで、多分、奈良県内というか生駒市は、地域的、部分的には出ていると思うんだよね。学校とかね。畝傍の夜間中学なんかの場合でも多いからね。ニューカマーが多い、割と。

そのあたりが、夜間中学なんかへ行くと凝縮して見えてくるんだね。

【田中委員】 協力を努めるとともに、例えば、地域内にあってはどうかの云々。

【李委員】 これは言葉の問題なんですけれども、在住外国人という言葉を使うのか、ずっと市民という言葉を使っているのか、外国人市民と、日本人市民とかいう方が分かりやすいんじゃないかなと思うんですけど。

【小笹委員】 多文化共生というのをもうちょっと広くとらえたら、外国人市民、日本人の市民という、それだけのくくりに限定しなくてもいいという気もするんやね、当然。

【李委員】 そうですね。そこの部分、在住外国人と日本人がというところを、別の表現で、異なる文化や何かを持っている人たちとかいうふうにした方がいいかも知れないですね。

【部会長】 文章的にどういうふうに直しますか。

【小笹委員】 今、田中さんが言うたみたいに。何か言うてましたよね？ 地域の……。

【田中委員】 例えば、おれかて思いつきを言うてるだけやけどな。例えば、交流及び協力を努めるとともに、地域にあっては、どうのこうのという文章。「するなど、多文化共生推進の視点に立ったまちづくりに努めることを規定する」とか、そういうふうに結んでいったら、そこへ何かふさわしいものを入れていったらええん違うかな。

【樋口委員】 これ、要は「ともに地域に暮らす住民として」にかかるんで。

【李委員】 これ、全部なくしてええん違います？

【樋口委員】 だから、「在住外国人と日本人が」という言葉を。

【李委員】 取ったらええん違います？

【樋口委員】 もし入れるんやったら、「市民が」とかは要らないかも知れない。

【桑原委員】 「市民が」がいいんじゃないですか。

【樋口委員】 「市民がともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め」と。

【桑原委員】 それでよろしいやん。

【部会長】 市民の定義の中に、外国人も入ってくる。

【李委員】 一番最初に市民は、すべての人が入ると定義してますから。

【部会長】 「市民が」にしましょうよ。「努めるとともに、市民がともに地域の住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め」と。

【田中委員】 今、例示してんの？ 今話をしてるのは、今、例示してる？

【事務局】 解説案。

【田中委員】 おれ、基本構想でしゃべってた。何か合わへんなと思って。

【部会長】 例示、例示。これ、例示が大事なんだよ、こういうふうに。解説で意味を膨らませるとか、定義すると。

【入口委員】 ということは、条例案はこのままでいいんですか。

【部会長】 条例案はこのままでいいんじゃないかと思うんだけどね。

「努めるとともに」を入れて。「努めるとともに」で、一たん切って、それで多文化共生社会の視点だと。

【李委員】 ここの「国際交流及び多文化共生」というのは、「国際交流」というのを…

【首藤委員】 本当はもっと広く。

【李委員】 国際化？

【首藤委員】 そうそう。僕はそう思うんや。国際化というふうにした方が。けど…

【李委員】 「交流」といったら、何か交流だけになってしまう。

【首藤委員】 そうそう。「国際化に努め」というのがいいと思うんやけどね。抽象的な手だけど、だから、視野を大きく入れれば、「国際化」の方がいいと私は思うんですよ。

【入口委員】 いいんじゃないですか。国際化と言いますと、広過ぎますよ。

【首藤委員】 多文化共生には合っているんですよ、国際化の方が。しかし、どちらも抽象的になってしまうからね。こういうふうな。

【部会長】 このままでいきましょうか。

【事務局】 解説案のところで、「国際交流・協力を努めるとともに、市民がともに地域に暮らす住民として」という形ですね。

【部会長】 はい。そういうことで、一応確定させていただきます。どうもありがとうございました。